

草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会設置要綱

（設置）

第1条 草津市における中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、住民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、中心市街地活性化基本計画に盛り込むべき事項について検討を行う。

（組織構成等）

第3条 検討会は、30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 草津商工会議所を代表する者
- (2) 草津市商店街連盟を代表する者
- (3) 地元地縁組織を代表する者
- (4) 計画対象区域内の大型店舗を代表する者
- (5) 交通関係事業者を代表する者
- (6) 草津市観光物産協会を代表する者
- (7) 特定非営利活動法人草津まちづくりNPOを代表する者
- (8) 草津市観光ボランティアガイド協会を代表する者
- (9) 公益財団法人草津市コミュニティ事業団を代表する者
- (10) 学識経験者
- (11) 草津市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の検討が終了する日までとする。

（会長）

第4条 検討会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。

（会議）

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 5 会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、副会長が会長の職務を行う。
- 6 会長および副会長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員が、会長の職務を行う。

（事務局）

第6条 検討会の庶務は、総合政策部まちなか再生課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。